

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

1 地域住民等が学校運営に参画する制度の概要

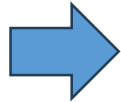
(1) 制度導入・制度移行の経緯

地域住民等の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、川崎市では、平成14年度に全市立学校に学校教育推進会議を設置し、平成18年度には学校運営協議会の設置を開始した。順次学校教育推進会議から学校運営協議会への制度移行を進め、令和7年度に全市立学校に学校運営協議会の設置が完了した。

●学校運営協議会の設置校数の推移

平成18年度	平成20年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4校	8校	10校	15校	21校	28校	48校	92校	136校	<u>176校(全校)</u>

(2) 学校教育推進会議と学校運営協議会の比較表

	学校教育推進会議		学校運営協議会
法令等	川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等		地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5） 川崎市学校運営協議会規則
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>学校評議員</u>」の機能 (学校教育施行規則第49条) ※校長の求めに応じて、<u>学校運営に関して意見述べる</u>こと ・「<u>子どもの参加</u>」の機能 (川崎市子どもの権利に関する条例第33条) 		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校運営の基本的な方針の承認</u> ・学校運営等について、教育委員会・校長に対して意見を述べること ・職員の採用や任用に関して教育委員会に意見を述べること ・<u>学校評価を行う</u>こと ・<u>地域住民等の理解の促進と連携・協力の推進</u> ・子どもの参加の機能
委員	10名程度 報酬なし		16名以内 報酬あり

2 改正の理由

令和7年度に全市立学校に学校運営協議会の設置が完了したことにより、学校教育推進会議に関する規定を削除するため、本規則を改正するものである。

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の経緯

学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進等を一体的・総合的に進めるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が、令和7年6月18日に公布され、令和8年4月1日から施行される。

改正内容には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5で規定されている学校運営協議会に関するものがあり、これに伴い川崎市学校運営協議会規則の一部を改正するものである。

2 改正の概要

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表 【第4章第4節「学校運営協議会」第47条の5 第4項】

改正後	改正前
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する <u>業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

川崎市学校運営協議会規則に、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を加えること。